



「容器包装リサイクル法」改正に向けての提言

2013年12月 5日(木)

一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会



目 次

1. (一社)日本フランチャイズチェーン協会の概要
2. 容器包装類等に関する取組み
 - (1)レジ袋削減の取組み〔リデュース(発生抑制)〕
 - (2)その他容器包装類等削減の取組み
(コンビニエンスストア)
 - (3)その他容器包装類等削減の取組み
(外食、小売・サービス)
3. 「容器包装リサイクル法」への対応
4. 「容器包装リサイクル法」の見直しに向けた要望



1. (一社)日本フランチャイズチェーン協会の概要

- (1) 設立目的 日本におけるフランチャイズビジネスの健全な発展を図ること。
- (2) 設 立 1972年(昭和47年)4月
- (3) 会 員 日本の代表的なフランチャイズを正会員に、また、フランチャイズビジネスに関心を持ち協会の趣旨に賛同する企業等によって構成。

【参考】フランチャイズチェーン(FC)の概要(2012年度)

項 目	FC全体	JFA会員
チェーン数	1,286チェーン	268チェーン
店 舗 数	245,263店舗	114,581店舗
売 上 高	22,228,691百万円	12,983,533百万円 (58.4%)※

※(%)は業界全体の売上高に占めるJFA会員会社の売上高の割合。



2. 容器包装類等に関する取組み

(1) レジ袋削減の取組み〔リデュース(発生抑制)〕

業態特性等から“有料化以外の方法”で削減を進めています

	JFA統一の取組み	各社の取組み
コンビニエンスストア	① JFA統一ポスターを全店舗に掲示し来店客への訴求を図る。 ② お客様に対する「声かけ」の実施。 ③ 適正サイズのレジ袋使用の徹底。 ④ 各自治体と連携した取組み。 《平成25年度の取組み》 ・岡山県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、宮城県仙台市、東京都武蔵野市、兵庫県西宮市、大阪府泉大津市 等。 ・福島県、福岡市(調整中)。	① レジ袋の薄肉化(サイズや厚みの見直し)。 ② マイバグの販売・配付。 ③ 国・自治体の施設や大学構内の店舗において、レジ袋を配付しない等の取組みを実施。 ④ 店内放送、レジ画面、レジ袋ご不要カードの設置等、お客様に訴求する取組みを実施。 ⑤ レジ袋使用辞退者に対してポイント等を付与。 ⑥ 植物由来の「バイオマスポリエチレン」使用のレジ袋の導入。
外食、小売・サービス		① お客様に対する「声かけ」の実施。 ② 適正サイズのレジ袋使用の徹底。 ③ レジ袋削減ポスターを掲示し来店客への訴求を図る。 ④ プラスチック製レジ袋を廃止し、紙製の袋を導入。

※日本経済新聞社が日経リサーチ社を通じて実施したレジ袋有料化に関するアンケート調査結果では、CVSでの有料化に「反対」、「どちらかといえば反対」と回答した人55.5%、その理由の半数以上が「不便だから」(68.0%)という結果となった。
(日本経済新聞2013年10月21日の朝刊に掲載)



2. 容器包装類等に関する取組み

(2) その他容器包装類等削減の取組み(コンビニエンスストア)

その他の容器包装類についても“仕様や仕組みの見直し”等
さまざまな方法で削減を進めています

	リデュース(発生抑制)	リユース(再使用)
コンビニエンスストア	《容器包装類》 ①弁当等の店内製造調整による容器廃棄の抑制。 ②容器包装類の規格変更による軽量化。 ③弁当のラップ包装をテープ止めに変更。 ④ペットボトルラベルのハーフシュリンクを実施。 ⑤チルドカップ飲料の蓋を外し、包装ごみを削減。 ⑥ファストフードテイクアウト時の省包装に関する「声かけ」の実施。 ⑦弁当・総菜等の容器包装は使用時や製造時にて、有害な化学物質が発生しない原材料を使用。 ⑧商品詰め替え容器の採用(マイボトル・マイカップの推進)。 《割り箸・スプーン・フォーク等》 ①お客様に対する「声かけ」の実施。 ②割り箸の規格変更による削減。 ③割り箸・スプーン・フォーク・ストローの外装フィルムの軽量化。	①社員に対するマイ箸・マイバッグの配付によるリユースの促進。 ②小分け商品のオリコン等回収箱による納品を実施。 ③店舗にて販売するカタログ商品(ポイントにて景品交換する商品を含む)に、マイカップ、詰め替え用の洗剤・シャンプー等を掲載。 ④グループ製造工場から発生した段ボールを廃棄せずに農業法人へ送付、農業法人ではその段ボールに収穫した野菜等を入れて再利用。 ⑤予約限定のキャラクター弁当等、容器を繰り返し使用できるように対応。



2. 容器包装類等に関する取組み

(3) その他容器包装類等に関する取組み(外食、小売・サービス)

その他の容器包装類についても“仕様や仕組みの見直し”等
さまざまな方法で削減を進めています

	リデュース(発生抑制)	リユース(再使用)
外食、小売・サービス	《容器包装類》 ①容器包装類の薄肉化。 ②商品詰め替え容器の採用(マイボトル・マイカップの推進)。 ③包装類の適正サイズの利用。 ④使い捨て食器の廃止等 ⑤簡易包装の食材の採用。 ⑥包装資材の軽量化と簡易包装での配送に変更。 《割り箸・スプーン・フォーク等》 ①割り箸を廃止し、プラスチック製の箸に変更。 ②テイクアウトの場合、割り箸・スプーン(包装材含む)等の要否を確認。 ③紙ナプキンの大きさを縮小(6つ折から4つ折へ)。	①商品宅配時の通い専用袋の利用(ダンボール箱の削減)。 ②発砲スチロール等の利用可能な容器(商品納品用)は、洗浄殺菌を行い再利用。 ③店内容器は繰り返し使える陶器カップやガラス製グラス、金属製のスプーンやフォークを使用。



3.「容器包装リサイクル法」への対応

**フランチャイズチェーンでは一括代理人契約を行うことにより
“法令順守”や“業務の効率化”等が図られています**

- ◆当協会加盟各社では容器包装類等については発生抑制、リサイクルに取り組むことが重要であると認識している。
- ◆外食やコンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンでは、法令順守の取り組みとして、一括代理人契約(本部一括代行)を行い再商品化委託料等の支払いを行っている。
しかし、法律自体が一括代理人契約(本部一括代行)を前提としていないため、運用面において様々な問題が発生している。

【一括代理人契約(本部一括代行)】

コンビニエンスストアのレジ袋やファストフード等の飲料カップ等の再商品化委託料等は、加盟店が個々に契約して支払うべきものであるが、フランチャイズ本部として法令遵守、業務の効率化の観点から、個々の加盟店を取りまとめて再商品化契約を一括して結び、本部が立替え代行を行っている。これにより、コンビニエンスストアの場合は約50,000店舗の管理が10社のフランチャイズ本部とのやり取りで済んでおり、加盟店を始め、フランチャイズ本部、公益財団法人容器包装リサイクル協会の3者における業務の効率化が図られている。



4.「容器包装リサイクル法」の見直しに向けた要望

要望事項①

**わかりやすい仕組みのもとで事業者としての役割を担います
＜ 複数事業者がそれぞれ支払い ⇒ 仕入価格に含めた支払い ＞**

再商品化委託料等については、製造メーカー等の上流でまとめて支払い業務を行い、流通段階において価格に転嫁する方法に変更していただきたい。
これにより、複雑な手続きや容器包装利用の未払い事業者への対応が不要となる。

＊一つの容器包装に対して、製造メーカーや小売業者等、複数の事業者からそれぞれ支払いを行う仕組みは複雑であり煩雑である。
正確な再商品化委託料等を確実に徴収するためには、協会への支払いは製造メーカーが行い、小売事業者等は商品(容器包装類等)を仕入れた時点で委託料等の支払いが完了する(価格に含まれている)という方法が、効率的であり透明性があると考える。



4.「容器包装リサイクル法」の見直しに向けた要望

要望事項②

リサイクル率が高いPETは容リ法の対象からの除外をお願いします

- ①ペットボトルのリサイクル率が 85.8%(2011年度)達成している状況から、ペットボトルについて段ボールやアルミ缶、飲料系紙パック等と同様に容器包装リサイクル法の対象から除外していただきたい。
- ②再生利用が確実に担保されていることを条件として、段ボールやアルミ缶等と同様に「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」と見なしていただきたい。